

平成30年6月18日

公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙・補欠の代議員選挙の告示について

公益社団法人 広島県薬剤師会
会長 豊見雅文

公益社団法人広島県薬剤師会定款及び公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則に基づき、平成30・31年度公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙・補欠の代議員選挙を下記のとおり執り行う。

記

1. 選挙期日 平成30年8月20日（月）

2. 代議員・補欠の代議員選出数

代議員 地域・職域薬剤師会別・平成29年10月31日現在の正会員数に基づいて決定
補欠の代議員 各選挙区1名（広島市薬剤師会選挙区3名）
(地域・職域薬剤師会別の代議員数は別表の通り)

3. 代議員・補欠の代議員の任期

平成32年6月の定時総会後に実施する予定の代議員選挙終了の時まで

4. 選挙人 選挙告示日の前日に在籍する正会員

5. 被選挙人 選挙告示日の前日に在籍する正会員であって、立候補締切日において在籍する正会員

6. 立候補の届出

①立候補者は、所定の立候補届、経歴書を所属する地域・職域薬剤師会に提出する。

②立候補届出書類は広島県薬剤師会ホームページの代議員選挙・補欠の代議員選挙サイト

[\(<http://www.hiroyaku.or.jp/index.html>\)](http://www.hiroyaku.or.jp/index.html)からダウンロードするか、広島県薬剤師会又は所属の地域・職域薬剤師会に請求して作成することとする。

③代議員と補欠の代議員の両方に立候補することはできません。

7. 届出期間

①立候補者から所属の地域・職域薬剤師会への届出期間

告示日～平成30年7月20日（金）

②地域・職域薬剤師会から広島県薬剤師会選挙管理委員会(以下、「選挙管理委員会」という。)への届出

平成30年7月25日（水）迄（締切日必着）

8. 選挙の方法

①郵便投票（選挙管理委員会から投票が行われる選挙区の選挙人のみに、直接送付した投票用紙による。）

②投票締切日

平成30年8月20日（月）（選挙期日必着）

③投票は、投票用紙に同封した返信用封筒により、選挙管理委員会へ返送する。

9. 開票

平成30年8月20日（月）、選挙管理委員会の指揮監督の下、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。

10. 当選者の決定及び告示：

開票結果に基づき当選者を決定し、地域・職域薬剤師会長及び候補者本人に書面により通知する。同時に、広島県薬剤師会ホームページ及び広島県薬剤師会誌 月号に掲載し、報告する。

別表 地域・職域薬剤師会別、代議員・補欠の代議員選出数

（代議員選出数は、平成29年10月31日現在の正会員数40人までを1、それ以上40人まで毎に1を増す。）

広島	23	大竹	1	竹原	2	因島	1
安佐	9	廿日市	3	福山	10	三次	3
安芸	5	東広島	5	三原	3	行政	2
広島佐伯	4	呉	6	尾道	4		

（補欠の代議員選出数は、各選挙区1名とし、代議員数が10名を超える選挙区は10名を越える毎に1名追加する。）

広島	3	大竹	1	竹原	1	因島	1
安佐	1	廿日市	1	福山	1	三次	1
安芸	1	東広島	1	三原	1	行政	1
広島佐伯	1	呉	1	尾道	1		

(参考)

公益社団法人広島県薬剤師会定款

[PDF ファイル:14 ページ]

公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則

[PDF ファイル:5 ページ]

立候補届

[WORD ファイル:1 ページ]

経歴書

[WORD ファイル:1 ページ]

立候補辞退届

[WORD ファイル:1 ページ]

補欠の代議員 立候補届

[WORD ファイル:1 ページ]

経歴書（補欠の代議員立候補）

[WORD ファイル:1 ページ]

補欠の代議員 立候補辞退届

[WORD ファイル:1 ページ]